

県立都市公園指定管理者による行為許可要領 (案)

群馬県県土整備部

制	定	平成 2 3 年	7 月	1 日
全部改正		平成 2 7 年	4 月	1 日
一部改正		平成 2 8 年	4 月	1 日
一部改正		令和 3 年	4 月	1 日

目 次

I 総則

- 第 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第 2 用語・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 利用料金の額の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

III 許可事務手続

- 第 1 申請の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 第 2 一次審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 第 3 二次審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 第 4 許可・不許可通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 第 5 利用料金の収納・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 第 6 県への報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

IV 二次審査基準

- 第 1 一般審査基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 第 2 行為別審査基準
 - ◎第 1 号 物品販売、物品頒布・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0
 - ◎第 2 号 募金その他これに類する行為・・・・・・・・ 1 2
 - ◎第 3 号 業としての写真、映画撮影等・・・・・・・・ 1 3
 - ◎第 4 号 興行その他これに類する行為・・・・・・・・ 1 5
 - ◎第 5 号 催しのための公園の全部又は一部の独占利用・・ 1 6
 - ◎第 6 号 有料公園施設内の広告掲示・・・・・・・・ 1 8

V 利用料金の還付・減免

- 第 1 還付を認める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
- 第 2 減免を認める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
- 第 3 還付・減免手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1

VI 様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3

I 総則

第 1 目的

この要領は、公園指定管理者が行為の許可（条例第 4 条第 1 項及び第 3 項並びに第 2 1 条の 3 第 3 号）、利用料金の収受（条例第 2 1 条の 4 第 1 項）及び利用料金の還付・減免（条例第 2 1 条の 5 第 1 項及び第 2 項）を行う際の手続、許可基準その他必要な事項を定めることによって、指定管理者の行う業務の適性な運用を図ることを目的とする。

第 2 用語

この要領における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 法 都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）をいう。
- 2 条例 群馬県立公園条例（昭和 3 3 年群馬県条例第 2 3 号）をいう。
- 3 規則 群馬県立公園条例施行規則（昭和 3 3 年群馬県規則第 2 8 号）をいう。
- 4 公園 群馬県県土整備部が所管する群馬県立都市公園をいう。
- 5 行為 公園の管理運営上支障を及ぼすおそれのある条例第 4 条第 1 項各号に掲げるもの。ただし、指定管理業務として指定管理者が許可を行うものに限る。
- 6 申請者 行為の許可を受けようとする者をいう。
- 7 利用料金 行為の許可を受けた者が指定管理者に納付する公園の利用に係る料金をいう。

Ⅱ 利用料金の額の設定

1 利用料金の額の設定

利用料金の額は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。利用料金の設定に当たっては、次の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 条例別表第2第4号の表に定める使用料の額の範囲内であること。
- (2) 公園の設置目的に照らし、明らかに逸脱する内容でないこと。
- (3) 特定の利用者に対し、便宜を供する内容でないこと。

2 利用料金の額の変更

前項により知事の承認を受けた利用料金を変更する場合は、あらかじめ知事の承認を得なければならない。その場合にあっては、前項(1)～(3)に掲げる要件を全て満たすこと。

3 条例別表第2第4号に定める金額が変更された場合の取扱い

条例の改正により条例別表第2第4号に定める使用料の額が変更された場合は、変更後使用料と同額に利用料金を設定する場合であっても、利用料金の額の変更として知事の承認を得ること。

4 指定管理者が変更された場合の取扱い

指定管理者として新規に選定された場合は、前指定管理者と同一の利用料金を設定する場合であっても、新たな利用料金の設定として知事の承認を得ること。同じ指定管理者が引き続き選定された場合であっても、同様とする。

5 県への申請

利用料金の額の設定に関して、知事の承認を受けようとする場合は、「県立公園利用料金承認申請書」(要領様式第1号)により申請を行うこととする。

知事の承認を受けた利用料金の額を変更しようとする場合は、「県立公園利用料金変更承認申請書」(要領様式第2号)により申請することとする。

6 公園利用者への周知

利用料金の額は、これを公園管理事務所における備付け又は公園ホームページでの掲載その他の適当な方法により公園利用者に周知しなければならない。

利用料金の額を設定又は変更する場合にあっては、指定管理者は、十分な周知期間を取り、公園利用者への周知に特に努めるものとする。

(参考)

◇利用料金による減額と減免による減額の違い

利用料金による減額（利用料金を条例で定める使用料より安く設定することで減額する。）

適用条件（料金区分）に該当する者に行為の許可を与える場合は、当然に減額した利用料金額が適用される。

適用条件は、その対象が明確となるよう定めなければならない（例：小学生、65歳以上の者）。

減免による減額（減免基準に該当する場合として利用料金の減額・免除をする。）

行為の許可を受けた者が減免申請を提出した場合で、その内容等を審査の上、減免基準に該当すると判断したときは、利用料金を減額・免除することができる。

減免基準は、利用料金の額の適用条件と比較し、対象をやや広く設定することが可能である（例：公益事業に係る行為を行う場合で、参加料等を徴収しないもの）。

Ⅲ 許可事務手続

第 1 申請の受付

1 申請書

申請者は、「県立公園行為許可申請書」（規則別記様式第 1 号）により申請を行うこととする。

許可を受けた事項を変更しようとする場合は、「県立公園行為許可事項変更許可申請書」（規則別記様式第 2 号）により申請することとする。

2 添付書類

指定管理者は、行為ごとにそれぞれ次に掲げる事項を記載した計画書を申請者に対し添付させるものとする。

ただし、指定管理者が必要と認めた事項については、記載を省略することができる。

(1) 物品販売、物品頒布

物品販売：品目、価格、場所、方法、期間、時間、人員数及び収支概算並びに臨時に施設を設置する場合にあっては、設置施設の概要及び行為終了後の原状回復計画

物品頒布：品目、場所、方法、期間、時間及び人員数並びに臨時に施設を設置する場合にあっては、設置施設の概要及び行為終了後の原状回復計画

(2) 募金その他これに類する行為

趣意書並びに場所、方法、期間、時間及び人員数並びに臨時に施設を設置する場合にあっては、設置施設の概要及び行為終了後の原状回復計画

(3) 業としての写真、映画撮影等

写真等の使用目的、場所、期間、時間、被写体、写真機又は撮影機の台数、人員数、収支概算及び行為終了後の原状回復計画

(4) 興行その他これに類する行為

目的、場所、期間、時間、内容、人員数、来場予定人員数、料金、収支概算及び行為終了後の原状回復計画

(5) 催しのための公園の全部又は一部の独占利用

目的、場所、期間、時間、内容、来場予定人員数及び利用面積並びに料金等を徴収する場合にあっては、料金、収支概算及び行為終了後の原状回復計画

(6) 有料公園施設内の広告掲示

表示する場所、方法、期間、時間、表示面積及び行為終了後の原状回復計画

3 指定管理者が自主事業等で行う場合の取扱い

指定管理者が指定管理業務以外の目的（自主事業等）で、自ら管理する公園において行為を行う場合は、自らに対して申請を行うこと。

第2 一次審査

一次審査は、申請書及び申請内容に誤りなどがないかを審査するものである。

1 審査基準

一次審査における審査内容は次のとおりとする。

- ア 定められた様式を使用しているか。
- イ 様式に定められた事項に明らかな誤り及び記載漏れはないか。
- ウ 申請書の添付書類に漏れはないか。
- エ 行為者による申請であるか（なりすましによる申請ではないか）。

2 審査により誤り等が認められた場合の対応

申請書記載内容の誤り又は申請内容の誤り等が見つかった場合には、速やかに申請者に対して補正を求めることとする。

第3 二次審査

二次審査は、申請のあった行為が公園で行われるものとして妥当であるかを審査するものである。

審査基準は、「Ⅳ二次審査基準」に定める。許可の判断に迷った場合は、所管する群馬県土木事務所に協議すること。

第4 許可・不許可通知

1 許可書・不許可書

申請者への通知は書面により行い、様式は次表のとおりとする。

行為の許可	県立公園行為許可通知書（要領様式第3号）
行為の不許可	県立公園行為不許可通知書（要領様式第4号）
行為許可事項の変更許可	県立公園行為許可事項変更許可通知書（要領様式第5号）
行為許可事項の変更不許可	県立公園行為許可事項変更不許可通知書（要領様式第6号）

2 許可条件の加除修正

指定管理者は、行為の許可を行うに当たり、「県立公園行為許可通知書」（要領様式第3号）又は「県立公園行為許可事項変更許可通知書」（要領様式第5号）に記載する条件について、必要と認められたときに加除修正ができるものとする。

3 標準処理期間

- (1) 標準処理期間とは、申請があつてから申請者に許可又は不許可の通知を行うまでの期間をいう。
- (2) 指定管理者が行う行為の許可に係る標準処理期間は、原則10日以内とする。ただし、指定管理者は、事前に知事と協議し、知事の承認を得て、標準処理期間を変更することができるものとする。
- (3) 前項の規定により指定管理者が標準処理期間を定めたときは、これを公園管理事務所における備付その他の適当な方法により公園利用者に周知しなければならない。
- (4) 指定管理者は、行為の許可を受けた者に対し、「県立公園行為許可通知書」及び「県立公園行為許可事項の変更許可通知書」を携行させ、必要時に提示させることができるものとする。

第5 利用料金の収納

- 1 指定管理者は、利用料金を行為の許可の際徴収することとする。
- 2 行為の許可を受けた者が利用料金を納付する方法は、原則として各公園管理事務所の窓口において現金で支払うものとする。ただし、行為の許可を受けた者が他の方法によることを希望した場合、行為の許可を受けた者と指定管理者との協議により決定した方法で利用料金を納付させることができるものとする。

- 3 指定管理者は、行為の許可を受けた者が利用料金を納付しようとするとき又は納付したときは、納付簿を備え付け、その都度整理し、常に納付状況を明確にしておかなければならない。
- 4 指定管理者は、行為の許可を受けた者から現金を領収したときは、領収書を発行し、その控えを保管しておくものとする。
- 5 利用料金は、その全額を指定管理者の収入とする。
- 6 指定管理者は、行為の許可に係る利用料金収納のために、自主事業及び指定管理者の他の部門の業務等と区分した口座を作成し、厳重に管理するものとする。
- 7 出納証拠書類の保存期間は、完結後3年間とする。指定管理期間が終了した際には、出納証拠書類は新たな指定管理者に引き継ぐものとし、新たな指定管理者に引き継いだ書類も完結後3年間保存することとする。
- 8 指定管理者は、利用料金が納入されない事態が発生した際には、「利用料金収受事務に係る報告書」（要領様式第7号）により、速やかに当該公園を所管する群馬県土木事務所に報告し、その指示に従うものとする。

第6 県への報告

指定管理者は、各公園の基本協定書に基づく事業報告書に「行為許可業務報告書」（要領様式第8号）を添付することにより行為の許可に係る次の項目について、群馬県県土整備部都市計画課及び当該公園を所管する群馬県土木事務所に報告するものとする。

- 1 申請件数及びその内容
- 2 申請に対する許可・不許可処分の件数及び利用料金納付額並びに不許可処分の理由
- 3 利用料金の還付理由、還付額及びその件数
- 4 利用料金の免除理由、免除額及びその件数

IV 二次審査基準

第1 一般審査基準

行為の許可及び変更の許可の申請に対する基本的な内容審査に当たっては、次の一般審査基準によるものとする。

1 公園の設置目的等に適合していること

(1)「住民の屋外における休息、鑑賞、遊戯、運動その他のレクリエーション利用に供する」という公園本来の設置目的に反しないこと。

(2)公園施設である園路、広場及び駐車場等の設置目的を無視し、利用者の憩いの妨げになる行為、他の法令の許可を要する場合に当該許可を得ていない行為又は公園の機能に支障を及ぼす行為については許可しないこと。

(3)それぞれの公園の性格、規模、効用、目的等を考慮の上、特に支障のある行為については許可しないこと。

2 公園利用者に危害を及ぼさないこと

他の公園利用者の危険性を増大させる行為及び一般常識に照らして危険な行為については許可しないこと。その他、振動、騒音、悪臭、蛮行その他公園利用者に嫌悪を生じさせる行為は許可しないこと。

3 他の公園利用者及び公園施設の管理の妨げとならないこと

(1)公園の一部又は全部を常時又は長期間定期的に使用し、他の公園利用者が利用できないようにする行為については、原則として許可しないこと。

(2)公園を汚し（軽微なものを除く。）、又は公園施設を損壊するおそれがある行為は許可しないこと。行為の結果、公園にどのような影響があるか予測し、判断すること。

(3)公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為については許可しないこと。

(4)都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為については許可しないこと。

(5)一般来園者の公園利用及び公園施設の管理に支障を来さない箇所、方法で行われるものであること。

4 公共の福祉、公序良俗に反しないこと

- (1) 青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれがあるもの及び人権侵害、差別又は名誉き損となり、又はなるおそれのあるもの、その他公園において行うことが不適切と認められるものは許可しないこと。
- (2) 法令等に違反、抵触しないことは当然として、公園において行うことがふさわしい行為であること。
- (3) 申請に係る行為が公園管理上又は公園周辺の秩序を乱すことが明白にかつ現実に予想されるときは許可しないこと。

5 事後処理が十分になされること

ごみ処理、片付け等が速やかになされることについて、責任者、スケジュールが定められていること。

6 県民の平等利用に努めること

申請内容、条件等が同様であれば、一方を許可し、他方を不許可にする等の不平等な取扱いをしないこと。

7 利用者から料金を徴収する場合は、金額が適正であること

- (1) 他の類似施設及び類似イベントと比較して社会通念上妥当なものと判断できること。
- (2) 申請者が他に類似イベントを実施している場合は、その入場料等徴収金額の分かる資料を添付すること。
- (3) 類似施設イベント等を勘案し、社会通念上妥当でない場合には、収支計画書の提出を求めること。
- (4) 社会通念上妥当なものと判断できる範囲とは、類似施設及びイベントと比較して、均衡を欠くものではないこと。

8 その他

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号）第2条第6号に規定する暴力団員からの申請でないこと。
- (2) 行為による収入が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるときは許可しないこと。

第2 行為別許可審査基準

前項の一般審査基準のほか、条例第4条第1項に規定する行為別の審査に当たっては、次の行為別許可審査基準によるものとする。

◎第1号 物品販売、物品頒布

1 定義

「物品販売」とは、商品を有料で販売する行為をいう。「物品頒布」とは、物品や資料等を無料で配る行為をいう。これらの行為について、以下「物品販売等」という。

2 審査基準

(1)物品販売等を行うことができるのは、次の公共的団体等に限る。

【公共的団体等】

農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体、町内会、青年団、婦人会、当該公園の指定管理者、地域貢献を行う団体等の公共的な活動を営む団体、県内地域密着型プロスポーツチーム、その他知事が認める団体（例：日本野球リーグ加入チーム、日本プロサッカーリーグ加盟クラブ等）

(2)当該公園の周囲の店及び公園施設（売店等）の販売状況等を勘案し、著しくそれらの支障になるような物品の販売でないこと。

(3)物品販売等の内容、種類が公園内での販売として適正なものであること。

(4)物品販売の価格が市場価格と比較して著しく上回らないこと。

(5)各公園内において物品販売等ができる場所は、公園利用者の利用の妨げとならない場所とする。

なお、園内で車両等を用いて移動販売・頒布を行う場合のスペースは、4㎡以内とする（車両等を用いて、一定の場所で販売を行う場合については、使用料の区分のうち、「臨時に施設を設ける場合」とみなして使用料を徴収する。）。

(事例)

- ・ 自転車両により、園内を移動して販売する場合
→販売員 1 人につき 1 日の使用料を徴収する。
- ・ いわゆるキッチンカーにより園内を移動せず、販売する場合
→ 1 平方メートルにつき 1 日の使用料を徴収する。

◎第2号 募金その他これに類する行為

1 定義

「募金その他これに類する行為」（以下、「募金等という。」）とは募金活動、献血、署名運動、その他これらに類すると知事が認める行為をいう。

2 審査基準

募金等を行うことができるのは、次の(1)～(4)の全てに該当する場合とする。

(1)募金等の目的が次の各号のいずれかである場合

- ア 公益的かつ世間一般で有用と認知されたもの
- イ 県内地域密着型プロスポーツチームを支援するため特に必要と認められるもの
- ウ その他知事が特に必要があると求めた場合

(2)実施主体及びその内容が次の各号のいずれかである場合

- ア (1)アを目的とする募金等で、国、地方公共団体、日本赤十字社又は共同募金会が実施主体である場合
- イ 当該公園の指定管理者が公園管理範囲内において(1)アを目的として行う募金等で、国、地方公共団体、日本赤十字社又は共同募金会その他知事が認める団体に送金するもの
- ウ (1)イを目的とする募金等で、県内地域密着型プロスポーツチームが当該チームの支援のために行うもの
- エ その他知事が認める団体

(3)公園管理者が指定した場所において行うもの

(4)実施方法が公園利用者に迷惑を及ぼさないものであること。

3 その他

なお、当該行為許可については、減免基準により、使用料を減免することができる。

◎第3号 業としての写真、映画撮影等

1 定義

「業として写真若しくは映画を撮影し、又は写真の撮影会若しくは映画会を行うこと」(以下「撮影等」という。)とは、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 撮影等を職業として行う場合
- (2) 撮影等を行うことにより、結果として収入、報酬を得る場合
- (3) その他撮影等が営利目的で行われている場合

2 具体的な取扱区分

内容	自由使用 (申請を要しない)	第三号の業としての写 真又は映画の撮影等
(1) 写真撮影		
ア 記念撮影等		
(ア) 一般的な記念撮影等	○	
(イ) 社内報や会報のために使用	○	
(ウ) 業とする者が撮影し、写真等が個人のために使用されるもの		○
イ 雑誌、カタログ、パンフレット等		○
ウ 広告等の写真撮影		○
エ 新聞等、報道機関による写真撮影	○	
(2) 動画撮影		
ア 記念撮影等		
(ア) 個人の一般的な撮影等	○	
(イ) 業とする者が撮影し、動画等が個人のために使用されるもの		○
イ 業務のための撮影		○
ウ 映画のための撮影		○
エ テレビ番組のための撮影（報道除く）		○
オ テレビ番組のための撮影（報道）	○	
カ CM撮影		○
(3) 写真撮影会		
ア 業とする者が参加費を取って行う写真撮影会		○
イ 業とする者が参加費を取って行う動画撮影会		○
(4) 映画会		
		○

(事例) (1)ア(ア) 個人のスナップ写真など

(1)ア(イ) 企業内部でのみ使用される社内報や会報等のための写真撮影

(1)ア(ウ) 写真店、結婚式場等によるウェディング撮影、記念撮影等

(1)イ 雑誌等のモデル撮影、各種カタログやパンフレット用の写真撮影

(1)ウ 新聞、雑誌、テレビ等で使用する広告のための写真撮影

(2)ア(ア) 個人の動画撮影など

(2)ア(イ) 結婚記念日などで業者にビデオ撮影を依頼した場合

(2)イ 施行業者等が自社の紹介ビデオとして公園施設や製品を撮影する場合(パンフレットやカタログの代わりとしてビデオを使用するような場合)

(2)エ ドラマ撮影、バラエティー番組撮影等

3 審査基準

- (1) 公序良俗に反し、又は公園の品位を汚す撮影等でないこと。
- (2) 他の公園利用者に対し、不便を与えるものでないこと。
- (3) 他の公園利用者を排除して行う撮影等とならないこと。

(参考)

◇申請を要しないもの（適用除外）

※申請を要しない場合は、公園撮影申込書（要領様式第9号）により申込を行う。

ただし、次の1及び2の場合は不要とする。

- 1 県及び指定管理者が本来業務として撮影する場合（業者に委託した場合を含む。）
- 2 工事請負業者が報告書の添付資料等として撮影する場合
- 3 公園施設の設置許可又は占用許可を受けた者が、当該許可物件を撮影する場合
- 4 イベント等（行為許可及び有料公園施設）により既に許可を受けた者が、当該イベントや使用施設等を記録等のために撮影する場合
- 5 公園の情報発信やPRを目的とする場合（マスコミの取材又は公園の情報発信として有効と考えられるもの）
 - (例) (1) 新聞、テレビ、雑誌、タウン情報誌、観光ガイド等において、公園を紹介するための取材時に写真等を撮影する場合
 - (2) 観光協会等の公共的・公益的団体が発行する観光パンフレット等に公園を紹介する場合
- 6 同好会主催で講師を呼んで撮影会を行うもの（講師に謝礼を支払う場合も含む。）

◎第4号 興行その他これに類する行為

1 定義

「興行その他これに類する行為」（以下、「興行等」という。）とは、興行のうち、公園の敷地を独占して使用せずに行うものとする。

なお、公園の敷地を独占して使用する場合には、法第6条の占用又は条例第4条第5号の行為として許可を得ることとする。

また、有料公園施設を使用して興行を行う場合は当該許可からは除外する。

2 具体的な行為

(1) ウォーキング教室、マラソン大会その他これらに類する行為で、参加者から営利を目的として料金を徴収し、又は宣伝目的のための体験教室、大会等として行う場合

(2) 観音山ファミリーパークのバーベキュー炉を使用して行う催し

バーベキュー広場における業としての利用は次のア、イいずれかに該当する場合とする。

ア 会社の宣伝目的又は顧客サービスのために開催される催しのための利用

イ 参加者から会費を徴し、業として行う婚活パーティー等

(3) (1) (2) 以外の行為のうち、第5号に掲げる催しを除くもの

※競技会、展覧会、博覧会、音楽会、集会その他これらに類する催しで、当該公園の全部又は一部を独占して利用する場合は、第5号に該当する行為とし、興行等については、公園の全部又は一部を独占せずに行う催しが該当する。

（例：講師主催で行う自然観察会など）

3 審査基準

(1) 公園付近の住民の生活を脅かすおそれのあるものでないこと。

(2) 公園内で行われる興行として適切な内容であること。

（参考）

◇申請を要しないもの（適用除外）

同好会等の集まりの中で、講師を呼んで、ウォーキングを行う場合（講師に謝礼を支払う場合を含む。）

◎第5号 催しのための公園の全部又は一部の独占利用

1 定義

「競技会、展覧会、音楽会、集会その他これらに類する行為」とは次の(1)及び(2)の両方に該当する場合をいう。なお、有料公園施設で行う場合は当該許可からは除外する。

(1)公園内をバリケード等で区分し、他の公園利用者が立ち入ることができないような状態であること。

(2)その場所が専ら特定の行為（競技会、集会及び展示会等の催し）の用に供せられていること。

※展示物が設置される場合や演奏会が催される場合は、展示物が設置されている場所や演奏を行う場所だけではなく、当該展示物や演奏会を視聴するための、その周囲の相当部分も独占して利用する面積に含まれるものである。

※(1)(2)に該当しない場合であっても、団体で集まり、周囲の迷惑になる場合については、行為の中止を求める。

2 審査基準

(1)公園全体の独占利用は原則として許可しない。

ただし、公益上必要なもの等、特段の理由があるものについてはこの限りでない。

(2)公園で行われる催しとして適切な内容であること。

(3)催し等を行うことが可能な場所があること。

(4)内容が県民の休息、鑑賞、遊戯、運動、レクリエーションの用に供し、健康の増進、教養の向上等に寄与するものであること。

＜仮設工作物を用いて占用する場合＞

仮設工作物(*)を用いて占用する場合、法第6条第1項に基づき許可を行う。この場合、仮設工作物の設けられる場所以外の場所をも使用するときであっても、本号の許可は要しない（条例第5条）。

(*)仮設工作物：容易に人力で動かすことができない仮設工作物をいう。容易に動かすことができる工作物（簡易なテント等）を用いた占用については、本号の許可を要する。

(参考)

◇申請を要しないもの（適用除外）

＜自由使用＞

- 1 個人がシートを敷いてお弁当を食べるなどの場合（団体（幼稚園等）で来園し、各々シートを敷いて利用する場合も含む。）

※団体等で他の公園利用者を排除し、利用する場合については、利用の実態により当該行為とみなし、許可を求めることとする。

- 2 個人等が公園内で簡易なテントを張って利用する場合。ただし、明らかに他の公園利用者の妨げになる場合は、移動を求める等の対応をとること。

◎第 6 号 有料公園施設内の広告掲示

1 定義

(1)「広告」とは、次の要件の全てに該当するものをいう。

ア 敷島公園の有料公園施設を利用して開催される競技会などの行事の際に、当該施設内において、掲示されるもの（大型映像装置に映し出すものを除く。）

イ 不特定の入場者に対して、掲示されるもの（*）

ウ 専ら企業の名称、商品その他これらに類するものを広告宣伝する目的で、掲示されるもの

エ 看板、横断幕、広告等その他これらに類するものに掲示されるもの

（*）イの場合

（事例 1）【社員を集めて、社員の属する会社の運動会を有料公園施設で行う場合】
運動会における企業名の表示は、特定の入場者（社員）に対して掲出又は表示されるものであるため、許可を要しない。（申請不要）

（事例 2）【大会前日に、準備のために広告を掲示する場合】
入場者がいない状態であるため、許可を要しない。（申請不要）

(2) 1 (1)の規定にかかわらず、次に掲げるものは本基準では広告ではないものとする。

なお、次に掲げるものであっても公園の設置目的に反し、施設管理の妨げになるものについては、撤去を求めることができる。

また、次の「キ」、「シ」又は「ス」に該当する場合は、有料公園施設内掲示届出書（要領様式第 10 号）により添付資料 を添えて届出るものとする。

ア 法第 5 条の許可を受けた公園施設の設置者若しくは管理者の名称、商標又は当該施設における自己の営業の内容を表示したもの

イ 法第 6 条の許可を受けた者が管理上の必要に基づき自己の名称等を表示したもの

ウ 寄贈された公園施設等に、社会通念上認められる程度に寄贈者名等を表示し、又は設置したもの

エ 行事用の備品・器具等に表示される企業名等

オ 報道のために表示する報道機関名等

カ 自社・自校選手の応援目的のスローガン等が表示された横断幕等（社名、校名表示のものを含む。）

キ 大会に参加している企業又は学校の社旗等（社旗、団体旗、大会旗、校旗等）

ク 身体又は衣服に付着したゼッケン、ワッペン等（ユニフォームを含む。）

ケ 陳列された商品等

コ 催し等において開催する大会名等を表示したもの

サ 施設名、方向等を表示した案内図板及び入口標識等

シ アマチュアスポーツにおいて、のぼり旗（70 cm × 180 cm 以下のものに限る。）

にチーム名・大会名等を記入した広告で、主催者名、共催者名、後援者名、協賛者名等の表示部分が全体面積の4分の1を超えないもの

ス アマチュアスポーツにおいて、冠スポンサー（スポンサーは除く。）の表示が義務づけられている場合等大会運営上必要と認められる広告(*)又は開催行事の普及宣伝等の範囲内で広告を掲示する場合

ただし、横断幕については、合計25㎡以内とする。

セ 第1号の物品販売及び物品頒布又は第2号の募金等を行う際、行為を行う場所において、行為の目的（販売商品、募金対象など）を表示したもの

(*)大会の運営要綱等の中で会場内に協賛企業名の表示が義務づけられている場合等

(事例) 冠スポンサー（スポンサーは除く）の表示が義務づけられている場合など、大会運営上必要と認められる広告物又は開催行事の普及宣伝等の範囲内で広告物を掲示する場合は、使用料を徴収しない。

ただし、横断幕は合計25㎡以内とする。

2 掲示の主体

広告を掲出できる者は、敷島公園内の有料公園施設の使用許可を受けた者で、当該施設内への広告掲示に係る許可を受けた者とする。

3 許可基準

(1) 公園への広告表示に対する県民の理解を得られるよう、広告等は、公園の公共性と信頼性を損なわないものであること

(2) 広告等についての一切の責任は、申請者が負うものとする

(3) 広告表示に係る広告物制作費、設置費、維持管理費及び広告表示終了後の原状回復に係る費用は申請者の負担とするものとする。

(4) 広告の表示期間は1年を超えることができない。これを更新するときの期間も同様とする。

(5) 広告物の内容及びデザインについては、公園周辺地域の特性に配慮するとともに、周辺地域の美観風致を著しく阻害するものであってはならないこと。

(6) 次に定める業種又は事業を営む者の広告の表示は行わないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの及び風俗営業類似のもの

イ 消費者金融や高利貸しに係るもの

ウ ギャンブルに係るもの（公営競技を除く。）

- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更正法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更正手続中の事業者
- オ 県の指名停止措置を受けている事業者
- カ 法令等に基づき事業停止等の重大な不利益処分を受けている事業者
- キ 各種法令に違反しているもの
- ク 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜している事業者
- ケ その他県立都市公園への広告表示について不適切と認められる者

(7) 次に定めるものの広告の表示は行わないこと。

- ア 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- イ 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- ウ 人権侵害、差別又は名誉き損となり、又はなるおそれのあるもの
- エ 青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれのあるもの
- オ 不当な比較広告又はひぼう中傷等
- カ 消費者トラブル未然防止の観点から掲載が不適当と思われるもの
- キ 著しく射幸心＊をあおるもの ＊射幸心：まぐれあたりによる利益を願う気持ち
- ク 意見広告
- ケ あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- コ その他県の広告事業として不適切と認められるもの

(8) 広告等に関する法令（屋外広告物条例等）の規定に違反していないこと。

(9) 広告の構造により、施設本来の機能を損なわないこと。

(10) 大会、催し等の運営に支障がないこと

V 利用料金の還付・減免

第 1 還付を認める場合

指定管理者は、行為の許可を受けた者がその責めに帰することができない事由により、その許可に係る行為ができなくなったときは、条例第 21 条の 5 第 1 項の規定により行為の許可を受けた者に利用料金の全部又は一部を還付することができるものとする。

第 2 減免を認める場合

指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準を設定し、利用料金の全部又は一部を免除することができるものとする。減免基準の設定に当たっては、次の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 公園の設置目的に照らし、明らかに逸脱する内容でないこと。
- (2) 特定の利用者に対し、便宜を供する内容でないこと。

第 3 還付・減免手続

1 申請の受付

(1) 行為の許可に係る利用料金の還付・減免を受けようとする者（以下「還付・減免申請者」という。）は、「使用料減免・還付申請書」（規則別記様式第 16 号）により申請を行うこととする。

(2) 指定管理者は、行為の許可を受けた者が利用料金の還付又は減免の対象者であると認められるときは、利用料金の還付又は減免申請を教示するものとする。

2 一次審査

一次審査は、申請書及び申請内容に誤り等がないかを審査するものである。

(1) 審査基準

一次審査における審査内容は次のとおりとする。

- ア 定められた様式を使用しているか。
- イ 様式に定められた事項に明らかな誤り又は記載漏れはないか。
- ウ 行為の許可を受けた者による申請であるか。

(2) 審査により誤り等が認められた場合の対応

申請書記載内容の記載誤り及び申請内容の誤り等が見つかった場合には、還付・減免申請者に対して補正を求める。

3 二次審査

二次審査は、第1で定める還付を認める場合又は第2で定める減免を認める場合に該当するかを審査するものである。

4 承認・不承認通知

(1) 還付・減免申請者への処分の通知は書面により行い、承認の場合は「使用料減免・還付承認書」（規則別記様式第17号）により、不承認の場合は、「使用料減免・還付不承認書」（要領様式第11号）により通知するものとする。

(2) 指定管理者が行う利用料金の還付・減免に係る標準処理期間は、原則10日以内とする。ただし、指定管理者は、事前に知事と協議し、知事の承認を得て、標準処理期間を変更することができるものとする。

(3) 前項の規定により指定管理者が標準処理期間を定めたときは、これを公園管理事務所における備付け及び公園ホームページでの掲載その他の適当な方法により公園利用者に周知しなければならない。

Ⅵ 様式

この要領に関する様式は次のとおり。

様式番号	様式名称
規則別記様式第 1 号	県立公園行為許可申請書
規則別記様式第 2 号	県立公園行為許可事項変更許可申請書
規則別記様式第 1 6 号	使用料減免・還付申請書
規則別記様式第 1 7 号	使用料減免・還付承認書
要領様式第 1 号	県立公園利用料金承認申請書
要領様式第 2 号	県立公園利用料金変更承認申請書
要領様式第 3 号	県立公園行為許可通知書
要領様式第 4 号	県立公園行為不許可通知書
要領様式第 5 号	県立公園行為許可事項変更許可通知書
要領様式第 6 号	県立公園行為許可事項変更不許可通知書
要領様式第 7 号	利用料金収受事務に係る報告書
要領様式第 8 号	行為許可業務報告書
要領様式第 9 号	公園撮影申込書
要領様式第 1 0 号	有料公園施設内掲示届出書
要領様式第 1 1 号	使用料減免・還付不承認書

(表面)

県立公園行為許可申請書

【規則様式第1号】

年 月 日

県立〇〇公園指定管理者

<指定管理者名>

<代表者名> あて

団 体 名

団 体 所 在 地

フ リ ガ ナ

代 表 者 氏 名

代 表 者 住 所

生 年 月 日

次のとおり許可をしてください。

公 園 名					
目 的					
期 間					
場 所 又 は 公 園 施 設					
行 為 の 内 容		物品販売 物品頒布 募金等 写真・映画撮影等 興行等 催しのための独占利用 広告掲示 その他（ ）			
行 為 の 詳 細	物 品 販 売 又 は 物 品 頒 布	（ 移 動 し て 行 う 場 合 ）			
		従 事 す る 人 員		人	
	募 金 等	（ 臨 時 に 施 設 を 設 置 し て 行 う 場 合 ）			
		施 設 の 設 置 面 積		㎡	
	興 行 等	従 事 す る 人 員		人	
		参 加 予 定 人 数		人	
	催 し の た め の 独 占 利 用	料 金 徴 収 の 有 無		有 ・ 無	
		仮 設 物 設 置 の 有 無		有 ・ 無	
		独 占 利 用 す る 面 積		㎡	
掲 示 す る 期 間		臨時 ・ その他			
広 告 掲 示	表 示 面 積		㎡		
そ の 他					
利 用 責 任 者		住 所			
		フ リ ガ ナ 氏 名		電 話	
		生 年 月 日			
○ 申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。 □ 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。 ※ 群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、群馬県警察本部に照会する場合があります。この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。					

注 裏面に掲げる書類を添付すること。

(裏面)

添 付 書 類

- 1 行為をしようとする期間が1年を超える場合で、申請者が法人又は団体（国、地方公共団体その他知事が別に定める団体を除く。）であるときは、別紙（役員一覧）
- 2 行為の内容ごとくにそれぞれ次に掲げる事項を記載した計画書。ただし、知事が認めた事項については、記載を省略することができる。
 - (1) 物品販売
品目、価格、場所、方法、期間、時間、人員数及び収支概算並びに臨時に施設を設置する場合にあっては、設置施設の概要及び行為終了後の原状回復計画
 - (2) 物品頒布
品目、場所、方法、期間、時間及び人員数並びに臨時に施設を設置する場合にあっては、設置施設の概要及び行為終了後の原状回復計画
 - (3) 募金その他これに類する行為
趣意書並びに場所、方法、期間、時間及び人員数並びに臨時に施設を設置する場合にあっては、設置施設の概要及び行為終了後の原状回復計画
 - (4) 業としての写真・映画撮影等
写真等の使用目的、場所、期間、時間、被写体、写真機又は撮影機の台数、人員数、収支概算及び行為終了後の原状回復計画
 - (5) 興行その他これに類する行為
目的、場所、期間、時間、内容、人員数、来場予定人員数、料金、収支概算及び行為終了後の原状回復計画
 - (6) 催しのための公園の全部又は一部の独占利用
目的、場所、期間、時間、内容、来場予定人員数及び利用面積並びに料金等を徴収する場合にあっては、料金、収支概算及び行為終了後の原状回復計画
 - (7) 有料公園施設内の広告掲示
表示する場所、方法、期間、時間、表示面積及び行為終了後の原状回復計画
- 3 敷島公園の有料公園施設をアマチュアスポーツに利用する場合で、大会運営等に必要と認められる広告を当該有料公園施設内に掲示する場合は、当該大会等の要綱等

別紙（役員一覧）

役 職	氏 名	氏名のフリガナ	生 年 月 日	郵 便 番 号	住 所	備 考

注1 氏名は、姓と名の間を1字空けること。

2 氏名のフリガナは、カタカナで記入し、姓と名の間を1字空けること。

【規則様式第 2 号】

県立公園行為許可事項変更許可申請書

年 月 日

県立〇〇公園指定管理者

<指定管理者名>

<代表者名> あて

団 体 名
団 体 所 在 地
フリガナ
代 表 者 氏 名
代 表 者 住 所
生 年 月 日

年 月 日群馬県指令 第 号で許可された行為につき、次のとおり変更の許可をしてください。

	変 更 前	変 更 後
目 的		
期 間		
場 所 又 は 公 園 施 設		
行 為 の 内 容		
行 為 の 詳 細		
そ の 他		
変 更 を 要 す る 理 由		

注 変更する事項の欄のみ記入すること。

使用料減免申請書
還付

年 月 日

県立〇〇公園指定管理者

<指定管理者名>

<代表者名> あて

団 体 名
団 体 所 在 地
フリガナ
代 表 者 氏 名
代 表 者 住 所
生 年 月 日

年 月 日群馬県指令 第 号で許可された

の使用料を

次のとおり減免
還付 してください。

免 除 ・ 還 付 の 別	一部免除・全額免除・還付
免 除 ・ 還 付 の 額	円
理 由	

【規則様式第 17 号】

使 用 料 減 還 免 付 承 認 書

〇〇公園第 号

年 月 日

様

県立〇〇公園指定管理者

<指定管理者名>

<代表者名> 印

年 月 日に申請のあった の使用料の減免還付について、次のとおり承認します。

免除・還付 の 別	一部免除（ 円）・全額免除・還付（ 円）
免除・還付 後 使 用 料	円
承認の理由	
注 意 事 項	

【要領様式第 1 号】

県立公園利用料金承認申請書

年 月 日

群馬県知事 様

県立〇〇公園指定管理者

所在地

名 称

代表者

県立公園条例第 2 1 条の 4 第 3 項の規定に基づき、利用料金の額を下記のとおり定めたいので、申請します。

記

1 利用料金額

＜例＞県立公園条例第 4 条第 1 項に規定する行為をする場合

行為の種類		単位	金額
物品販売	公園又は公園施設内を移動して販売する場合	販売員 1 人につき 1 日	7 3 0 円
	臨時に施設を設ける場合	1 平方メートルにつき 1 日	7 3 0 円
業としての映画の撮影等		1 日につき	1 2, 7 0 0 円
展覧会、博覧会、集会その他これらに類する催しのための公園の全部又は一部の独占利用（有料公園施設を除く。）		1 平方メートルにつき 1 日	1 0 円
広告の掲示	臨時に設置するもの	1 基の表示面積 1 平方メートルにつき 1 日	1, 7 2 0 円
	その他	1 式につき 1 年間	県立公園条例施行規則で定めるとおり
その他の行為		その都度知事が定める額	

2 適用日

年 月 日

【要領様式第2号】

県立公園利用料金変更承認申請書

年 月 日

群馬県知事 様

県立〇〇公園指定管理者

所在地

名 称

代表者

県立公園条例第21条の4第3項の規定に基づき、 年 月 日付け都第
号で承認された利用料金の額を下記のとおり変更したいので、申請します。

記

1 利用料金変更額（今回変更する利用料金額のみ記載する。）

<例>

（1）変更前

県立公園条例第4条第1項に規定する行為をする場合

行為の種類		単位	金額
物品販売	公園又は公園施設内を移動して販売する場合	販売員1人につき1日	730円
	臨時に施設を設ける場合	1平方メートルにつき1日	730円

（2）変更後

県立公園条例第4条第1項に規定する行為をする場合

行為の種類		単位	金額
物品販売	公園又は公園施設内を移動して販売する場合	販売員1人につき1日	600円
	臨時に施設を設ける場合	1平方メートルにつき1日	600円

2 適用日

年 月 日

【要領様式第3号】

県立公園行為許可通知書

〇〇公園第 号

< 申請者住所 >

< 申請者名 >

年 月 日付けで申請のあった県立公園行為許可申請については、県立公園条例（昭和33年条例23号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり許可する。

年 月 日

県立〇〇公園指定管理者

< 指定管理者名 >

< 代表者名 >

指定管
理者印

記

第1 公園名 〇〇公園

第2 目的

第3 許可期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

第4 場所又は公園施設

第5 行為の内容

第6 行為の詳細

第7 利用料金 円

第8 許可条件

- 1 使用者は、許可施設等を常に善良な注意をもって維持管理するとともに、周辺の環境衛生にも十分配慮すること。
- 2 県立〇〇公園指定管理者〇〇（以下「指定管理者」という。）及び群馬県〇〇土木事務所長は必要があるとき、随時実施検査をし、資料の提出若しくは報告を求め、その他維持使用に関し必要な指示をすることができるものとする。
- 3 許可の内容に変更が生じる場合は、事前に文書で変更の許可を受けなければならない。
- 4 許可施設等は、他の者に転貸してはならない。
- 5 許可施設等の全部又は一部をき損したとき、又は許可施設等により第三者に損害を与えたときは、速やかに指定管理者に報告し、その指示を受けて自己の負担及び責任により一切を解決しなければならない。

- 6 次の各号のいずれかに該当するときは、この許可を取り消し又は変更することがある。
- (1) 公用又は公共用に供するために必要とするとき。
 - (2) 許可条件に違反したとき。
 - (3) 公園全体計画に支障を生じたとき。
- 7 指定管理者が許可を取り消した場合において、その取り消しにより使用者に損失が生じても、指定管理者及び県はその損失を補償しない。
- 8 使用者は、許可期間満了等により許可施設等を返還するときは、原状回復して返還しなければならない。
- 9 使用者が、許可条件に違反したために指定管理者又は県に損害を与えたときは、指定管理者又は知事の定める損害賠償金を支払わなければならない。
- 10 本許可に係わる細部事項については、指定管理者及び群馬県〇〇土木事務所長の指示によることとする。
- 11 販売に付随するゴミの処理、清掃、資材の片付け等について、一切の責任を持つこと。
- 12 使用料は指定期限内に納付すること。

【要領様式第4号】

県立公園行為不許可通知書

〇〇公園第 号

< 申請者住所 >

< 申請者名 >

年 月 日付けで申請のあった県立公園行為許可申請については、県立公園条例（昭和33年条例23号）第4条第1項の規定に基づき、下記の理由により不許可とする。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県立〇〇公園指定管理者〇〇を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

県立〇〇公園指定管理者

< 指定管理者名 >

< 代表者名 >

指定管
理者印

記

第1 公園名 〇〇公園

第2 行為の内容

第3 不許可理由

県立公園行為許可事項変更許可通知書

〇〇公園第 号

< 申請者住所 >

< 申請者名 >

年 月 日付けで申請のあった県立公園行為許可事項変更申請については、
県立公園条例（昭和33年条例23号）第4条第3項の規定に基づき下記のとおり許可する。

年 月 日

県立〇〇公園指定管理者

< 指定管理者名 >

< 代表者名 >

指定管
理者印

記

第1 公園名 〇〇公園

第2 変更を許可する事項

(変更前)

(変更後)

第3 使用料 当初許可のとおり（又は、「 円」とする。等）

第4 許可条件 当初条件のとおり（又は、「当初許可の条件に以下を加える。」等）

【要領様式第 6 号】

県立公園行為許可事項変更不許可通知書

〇〇公園第 号

< 申請者住所 >

< 申請者名 >

年 月 日付けで申請のあった県立公園行為許可事項変更申請については、
県立公園条例（昭和 33 年条例 23 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき下記の理由により不
許可とする。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日か
ら起算して 60 日以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（決定があ
ったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定の日の翌日から起算
して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、県立〇〇公園
指定管理者〇〇を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があ
ったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、決定の日の翌日から起算し
て 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、
審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から
起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

県立〇〇公園指定管理者

< 指定管理者名 >

< 代表者名 >

指定管
理者印

記

第 1 公 園 名 〇〇公園

第 2 不許可理由

【要領様式第7号】

利用料金収受事務に係る報告書

公 園 名	
日 時	年 月 日 () : ~ :
対 応 場 所	
件 名	
対 応 者	
内 容 及 び 経 緯	

行為許可業務報告書

1 総括表

行為の内容	申請件数	許可件数	利用料金 収受額	利用料金 免除件数	利用料金 免除額	利用料金 還付件数	利用料金 還付額
物品販売・頒布							
募金							
写真・映画等撮影							
興行							
独占利用							
広告の掲示							
その他							
合計	0件	0件	0円	0件	0円	0件	0円

2 行為許可詳細

申請					処分			利用料金				
番号	申請日	申請者	行為(条例区分)	行為(詳細内容)	処分	処分日	許可期間	金額	還付・ 減免の 有無	還付・減 免の額	収受金額	備考
例	H27.5.1	群馬県知事 (観光物産課)	写真撮影	ポスターのための写真撮影	許可	H27.5.1	H27.5.15	12,700円	有	12,700円	0円	県教育委員会主催で、県 の観光振興を目的とする 事業のため
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
41												
42												
43												
44												
45												
46												
47												
48												
49												
50												

※不許可とした場合、備考欄に不許可処分の理由を記載
※使用料を減免した場合、備考欄に減免理由を記載
※使用料を還付した場合、備考欄に還付理由を記載

公 園 撮 影 申 込 書

年 月 日

県立〇〇公園指定管理者

<指定管理者名>

<代表者名>

あて

利用 者（ 団 体 ） 名

所 在 地

代 表 者 の 氏 名

電 話 番 号

公園内で撮影を行いたいのので、下記のとおり申し込みます。

記

撮影日時	平成 年 月 日 () 午前 時 分 ~ 午前 時 分 まで 午後 時 分 ~ 午後 時 分 まで
場所	
参加人数	
雨天時 ○をつけて ください。	決行 ・ 中止
当日の流れ	

※公園管理者欄（記入しないでください。）

確認・連絡事項	
行為許可申請書	
受 付	平成 年 月 日 () 受付担当者名

有 料 公 園 施 設 内 掲 示 届 出 書

年 月 日

県立〇〇公園指定管理者

<指定管理者名>

<代表者名> あて

利用 者 （ 団 体 ） 名

所 在 地

代 表 者 の 氏 名

電 話 番 号

有料公園施設内で掲示を行いたいのので、下記のとおり届出ます。
記

掲示日時	平成 年 月 日 () 時 分 から 平成 年 月 日 () 時 分 まで
掲示場所	
掲示物 ※該当する番号に○をつけてください。	1. 大会参加企業又は学校の社旗等（社旗、団体旗、大会旗、校旗等） 2. チーム名・大会名等を記入した広告で、主催者名、共催者名、後援者名、協賛者名の各表示部分が全体面積の4分の1を超えないもの 3. アマチュアスポーツにおいて冠スポンサー（スポンサーは除く）の表示が義務づけられている場合等大会運営上必要と認められる広告又は開催行事の普及宣伝等の範囲内で広告を掲示する場合
添付資料	1. 掲示物の図面、写真等 2. 大会概要、大会運営要綱等

※公園管理者欄（記入しないでください。）

確認・連絡事項	
有料公園施設使用許可申請書	有 ・ 無（無の場合の届出は無効）
受 付	平成 年 月 日 () 受付担当者名

減免
使 用 料 不 承 認 書
還付

〇〇公園第 号

< 申請者住所 >

< 申請者名 >

年 月 日付けで申請のあった県立公園の使用料減免・還付申請については、県立公園条例（昭和33年条例23号）第21条の5の規定に基づき、下記の理由により不承認とする。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県立〇〇公園指定管理者〇〇を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

県立〇〇公園指定管理者

< 指定管理者名 >

< 代表者名 >

指定管
理者印

記

第1 公 園 名 〇〇公園

第2 不承認理由